公　　示

制定　令和８年１月７日　公示第９５号

道路運送法第27条第4項の規定に基づく輸送の安全確保命令
及び旅客の利便確保命令の発動基準について

道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という）第27条第4項の規定に基づき、旅客自動車運送事業者に対し、輸送の安全を確保するために必要な措置を講ずるべきことの命令（以下「輸送の安全確保命令」という。）及び旅客の利便を確保するために必要な措置を講ずるべきことの命令（以下「旅客の利便確保命令」という。）を行う際の基準を下記のとおり定めたので、公示する。

令和8年1月7日

東北運輸局長　吉田　昭二

記

１．法第２７条第４項の「輸送の安全が確保されていないと認めるとき」とは、次のいずれかに該当することとなったときをいう。

（１）「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」（平成２５年９月２７日付け公示第４０号。以下「乗合の処分基準」という。）、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」（平成２８年１１月２５日付け公示第６７号。以下「貸切の処分基準」という。）及び「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」（平成２５年９月２７日付け公示第４１号。以下「乗用の処分基準」という。）による事業者単位での違反点数の累計が２０点超である事業者（当該違反点数の中に輸送の安全確保に関する違反（法第２２条の２第１項、第４項及び第６項、第２３条第１項、第２３条の５第２項及び第３項並びに法第２７条第３項の規定に基づく旅客自動車運送事業運輸規則（昭和３１年運輸省令第４４号。以下「運輸規則」という。）第１４条、第１５条（第３号に係る

ものを除く。）、第２０条から第２２条第１項まで、第２３条から第２８条の２まで、第３５条及び第３６条まで、第３７条第１項及び第２項まで、第３８条、第４１条、第４２条第２項（第５２条第１５号並びに第５３条第５号及び第６号に係るものを除く。）、第４３条、第４５条から第４７条まで並びに第４８条の２から第４８条の４第１項までの規定に係る違反をいう。以下同じ。）によるものを含まない場合を除く。）であって、乗合の処分基準 1.(10)及び乗用の処分基準 1.(11)に基づく出頭要請を拒否し、又は事業の改善状況の報告を行わない者が、出頭要請から１年以内に再度法第４０条の規定に基づく自動車等の使用停止処分以上の輸送の安全確保に関する違反を行った場合。

（２）輸送の安全確保に関する違反に伴い死亡事故又は重傷事故を惹起した事業者が、過去３年間以内に法第４０条の規定に基づく自動車等の使用停止処分以上の輸送の安全確保に関する違反を行っていた場合。

（３）輸送の安全確保に関する違反の内容が、社会的影響のある悪質なものであると認められた場合。

（４）安全管理規程の遵守を怠り死亡事故又は重傷事故を惹起した安全管理規程の設定及び安全統括管理者の選任義務付け事業者が、過去３年間以内に法第４０条の規定に基づく自動車等の使用停止処分以上の輸送の安全確保に関する違反を行っていた場合。

（５）法第２３条の規定に基づく運行管理者が、選任すべき数を満たしていない場合（選任している運行管理者が、1月以上不在となっている場合を含む。）又は法第２３条の３の規定に基づき運行管理者資格者証の返納を命ずることにより選任すべき数を満たさなくなる場合。

（６）道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第５０条の規定に基づく整備管理者が選任されていない場合又は同法第５３条の規定に基づき整備管理者の解任を命ずることにより整備管理者が存在しなくなる場合。

（７）タクシー業務適正化特別措置法（昭和４５年法律第７５号）第２条第６項の特定指定地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者の許可を受ける個人のみが自動車を運転することにより当該事業を行うべき旨の条件の付された一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者（以下「個人タクシー事業者」という。）の業務上の行為により運輸規則上の輸送の安全確保 に関する違反で文書警告以上の行政処分等を行った場合。

（８）乗合の処分基準及び貸切の処分基準に定める次のいずれかに該当する場合。

（ア）3.(4)ただし書きによる処分を行う場合。

（イ）乗合の処分基準 3.(6)ただし書きに該当する場合。

（ウ）4.(4)により、自動車等の使用停止処分を行う場合。
（エ）5.(1)ただし書きにより自動車等の使用停止処分又は事業の停止処分を行う場合。

（９）乗用の処分基準に定める次のいずれかに該当する場合。
（ア）3.(5)ただし書きによる処分を行う場合。
（イ）4.(4)により、自動車等の使用停止処分を行う場合。
（ウ）5.(3)により、自動車等の使用停止処分又は事業の停止処分を行う場合。
（エ）6.(1)ただし書きにより自動車等の使用停止処分若しくは事業の停止処分又は営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令を行う場合。

(10) 次のいずれかに該当する場合。
（ア）「自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）の監査方針について」（平成２５年９月２７日付け公示第３９号）に規定する街頭監査において、交替運転者の配置、運行経路の変更、運行の中止等必要な是正措置を講ずることを指導したにもかかわらず、是正措置が講じられず、当該運転者が安全な運行を継続することができないおそれがあると認められた場合。
（イ）「一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について」（平成２８年１１月２５日付け公示第６５号。以下「貸切の監査方針」という。）に規定する街頭監査において、輸送の安全確保に関する法令違反事実を確認し、必要な是正措置を講ずることを指導したにもかかわらず、是正措置が講じられたことを確認することができない場合。

(11) 貸切の監査方針2.(4)①に規定する指摘事項確認監査において、輸送の安全確保に関する是正措置が講じられていないことを確認した場合。ただし、自助努力では実施不可能な厳にやむを得ない事情があって、是正措置が講じられていない場合又は記載事項の不備を確認したが、当該不備が不注意から起こる見落としであることが明らかな場合は、この限りでないが、これらの場合であっても、許容しうる最も短い期間を定めて是正措置が講じられたことを報告させ、それを確認できたときのみとする。

(12) 貸切の監査方針に規定する特別監査又は一般監査において、輸送の安全に関わる緊急を要する重大な法令違反であって次のいずれかに該当するものを確認した場合。
（ア）法第２３条第１項の規定に違反して、運行管理者が全く不在（選任なし）の場合。
（イ）法第２７条第３項の規定に基づく運輸規則第２１条第５項の規定に違反して、全運転者が健康診断を受診していない場合。ただし、直近１か

年の受診を確認できない場合であっても毎年度の定期的な受診を確認できる場合を除く。

（ウ）法第２７条第３項の規定に基づく運輸規則第３８条第１項及び第２項の規定に違反して、運転者に対して指導監督及び特別な指導を全く実施していない場合。

（エ）法第２７条第３項の規定に基づく運輸規則第４５条の規定に違反して、道路運送車両法第５０条第１項に規定する整備管理者が全く不在（選任なし）の場合であって、営業所に配置している全ての事業用自動車について同法第４８条第１項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合。

(13) 次のいずれかに該当する場合。

（ア）貸切の処分基準 1.(10)に基づく出頭要請を拒否した場合。

（イ）貸切の監査方針 5.(5)①に基づく出頭要請を拒否した場合。

２．法第２７条第４項の「旅客の利便が確保されていないと認めるとき」とは、次のいずれかに該当することとなったときをいう。

（１）乗合の処分基準、貸切の処分基準及び乗用の処分基準（以下「行政処分等の基準」という。）による事業者単位での違反点数の累計が２０点超である事業者（当該違反点数の中に旅客の利便確保に関する違反（法第２７条第３項の規定に基づく運輸規則第２条第２項及び第３項、第３条から第１２条まで、第１５条第３号、第１６条から第１９条の２まで、第２９条、第３７条第３項及び第４項まで、第３９条及び第４０条まで、第４２条第１項、同条第２項（第５２条第１５号及び第５３条第５号から第７号までに係るものに限る。）並びに第４４条の規定に係る違反をいう。以下同じ。）によるものを含まない場合を除く。）であって、乗合の処分基準 1.(10)、貸切の処分基準 1.(10)及び乗用の処分基準 1.(11)に基づく地方運輸局等からの出頭要請を拒否し、又は事業の改善状況の報告を行わない者が、出頭要請から１年以内に再度法第４０条の規定に基づく自動車等の使用停止処分以上の旅客の利便確保に関する違反を行った場合。

（２）旅客の利便確保に関する違反の内容が、社会的影響のある悪質なものであると認められた場合。

（３）タクシー業務適正化特別措置法（昭和４５年法律第７５号）第２条第６項の特定指定地域内に営業所を有する個人タクシー事業者が業務上の行為により運輸規則上の旅客の利便確保に関する違反で文書警告以上の行政処分等を行った場合。

（４）1.(8)又は(9)に該当する場合。

3．輸送の安全確保命令は、1.(1)～(9)の場合における輸送の安全確保に関する違反に対し、行政処分等の基準に基づき行政処分を実施する場合は、当該行政処分に併せて行い、また、1.(10)の場合は、その場で行うものとする。さらに、1.(11)及び(12)の場合は違反が確認されたときに、また1.(13)の場合は当該事実が確認されたときに、速やかに行うものとする。なお、1.(10)～(12)の場合については、行政手続法（平成５年法律第８８号）第１３条第２項第１号に規定された「公益上、緊急に不利益処分をする必要がある」に従い、弁明の機会の付与の手続きを執らずに行うこととする。

4．旅客の利便確保命令は、2.(1)～(4)の場合における旅客の利便確保に関する違反に対する行政処分等の基準に基づく処分の実施に併せて行うものとする。

5．輸送の安全確保命令又は旅客の利便確保命令の実施方法は、3.及び4.に定めるもののほか、以下のとおりとする。ただし、1.(10)による場合は(1)中、事業者を地方運輸局等に呼び出す措置は適用しない。

（1）事業者を地方運輸局等に呼び出し、違反の内容に応じて施設又は運転者の指導監督若しくは運行の管理の方法の改善その他違反の内容の是正のために必要な措置を示して行うものとし、その実施状況について、道路運送法施行規則（昭和２６年運輸省令第７５号）第６６条第１項第５号の規定により、命令の日から一般貸切旅客自動車運送事業者については３０日以内に、また、一般貸切旅客自動車運送事業者以外の旅客自動車運送事業者については３月（必要に応じ、これより短い期間を定めることができる。）以内に届出を行うよう措置するものとする。

当該届出が当該期間までに行われない場合には、命令違反として取り扱うものとする。

（2）1.(8)若しくは(9)又は2.(4)に係る輸送の安全確保命令及び旅客の利便確保命令を行う場合には、(1)に定める届出のほか、毎月一回の定期報告を別表に定める期間行うよう命令することとする。

（3）1.(7)及び2.(3)の場合は、(1)にかかわらず、期限を定めて適正化実施機関が行う講習を受けるべき旨の命令を発動するものとし、当該期限までに講習を受けない場合には、命令違反として取り扱うものとする。

（4）輸送の安全確保命令と旅客の利便確保命令の両方をほぼ同時に発動することとなった場合及び1.(8)若しくは(9)又は2.(4)の場合は、一つの命令として取り扱うものとする。

６．輸送の安全確保命令又は旅客の利便確保命令は、街頭監査を実施する東北運輸局の管轄区域外に営業所を有する事業者に対しても発動することができる。

附　則

この公示は、令和８年１月７日から施行する。

（別表）

５．（２）に定める定期報告を行う期間について

命令発動理由事項	定期報告を行う期間
１．乗合の処分基準3.(4)ただし書き及び貸切の処分基準3.(4)ただし書きによる処分を行う場合。 ２．乗合の処分基準3.(6)ただし書きに該当する場合。 ３．乗用の処分基準3.(5)ただし書きによる処分を行う場合。	命令の日から３ヶ月間
１．乗合の処分基準4.(4)及び貸切の処分基準4.(4)により、自動車等の使用停止処分を行う場合。 ２．乗用の処分基準4.(4)により、自動車等の使用停止処分を行う場合。 ３．乗用の処分基準5.(3)により、自動車等の使用停止処分又は事業の停止処分を行う場合。	命令の日から６ヶ月間
１．乗合の処分基準5.(1)ただし書き及び貸切の処分基準5.(1)ただし書きにより、自動車等の使用停止処分または事業の停止処分を行う場合。 ２．乗用の処分基準6.(1)ただし書きにより、自動車等の使用停止処分若しくは事業の停止処分又は営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令を行う場合。	命令の日から１年間